

審 第 9 8 4 号
答 申 第 2 1 0 号
平成 3 0 年 8 月 2 日

千葉県公安委員会
委員長 佐藤 健太郎 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成 2 8 年 1 月 2 0 日付け公委（○警）発第○号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 1 9 0 号

平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日付けで審査請求人から提起された自己情報不訂正決定（平成 2 7 年 1 2 月 9 日付け○警発第○○○号）に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成27年12月9日付け○警発第○○○号で行った自己情報不訂正決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成27年10月6日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「私は平成○○年○月○日朝方○○○○客人よりお金を要求され○○○○駅南口付近の公衆電話から○○警察署に通報した時の○○警察署が保有する加入受理処理結果票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し、実施機関は、「交番直接届出加入・消防・来署受理処理結果票平成○○年○月○日付け（署受理番号○○（○○））」（以下「本件文書」という。）を特定し、自己情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成27年11月5日付けで実施機関に対し、条例第31条第1項の規定により、別表のとおり本件文書の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- (4) 本件訂正請求に対し実施機関が本件決定を行ったところ、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成27年12月14日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 本件審査請求を受けて、諮問実施機関は、条例第46条第1項の規定により、平成28年1月20日付け公委（○警）発第○号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において以下のとおり記載している。

ア 審査請求の趣旨

本件部分開示決定により開示を受けた自己の個人情報について訂正を請求する。

イ 審査請求の理由

平成○○年○月○日午前○時○分○○○○○○○○○○○○○○○○、居酒屋○○○
○店内店主に客人が誹謗中傷を繰り返したので私が静止言動に対し客人が数回の

オゴリ酒代5500円相当を金10万円法外請求及び暴行を〇〇〇〇が阻止の未遂後、客人が私を店外へ出て行けと暴言で通報、受理者地域課〇〇が指令、〇〇交番より派遣、店外で接触、〇〇〇〇〇〇〇〇が店内へ（私と婦人警官が待機）客人へ尋問して店外で〇〇〇〇〇〇〇〇が私へ客人の名字を述口であるが記憶喪失、〇〇〇〇〇〇〇〇がメモ1の件で無線連絡、所属記載欄の全てを受理者〇〇が故意に錯誤記載、客人元暴力団幹部に対し、私は被害届の意向である。

(2) また、審査請求人は、上申書（審査請求書に補充するとして追加提出したもの）及び意見書において、おおむね以下のとおりの趣旨の主張をしている。

ア 審査請求人が、本件文書の開示を受けたのち実施機関に対し被害届を提出しようとしたところ不受理と回答され、不適切な錯誤記載により審査請求人の名誉を著しく傷つけたとする点。

イ 居酒屋の店長も本件文書が錯誤記載と認めており、実施機関が不事実記載で訂正の権限を有するとする点。

ウ 審査請求人に暴言したとする人物については本人の否認により個人を特定できないが、ホテルに常泊しており暴力団関係者であるなどとする点。

4 諮問実施機関の説明要旨

理由説明書において、諮問実施機関はおおむね次のとおり主張している。

(1) 本件審査請求について

審査請求書によれば、本件審査請求の趣旨は、前記3(1)アのとおり「訂正を請求」しているものであるが、これは、本件審査請求が認容されることを求めていると認められるものであり、また、本件決定が不訂正決定であることを合わせて考えると、本件審査請求は、本件決定の取消しを求めているものと判断した。

(2) 訂正請求権について

条例第30条は、「何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。」と規定しており、解釈運用基準は、この「事実」について、氏名、住所、年齢、性別、生年月日、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等の事実をいうと例示しており、これらの情報は、その性質上客観的な正誤の判定に適するものであることから、「事実」に限って訂正請求権を認めることとしている。

(3) 訂正請求の手續について

条例第31条第2項は、「訂正請求をしようとする者は、訂正請求の趣旨及び理由が事実と合致することを明らかにする書類等を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。」と規定しており、解釈運用基準は、この「書類等」について、開示された情報が、事実と合致していないこと及び訂正請求者の主張する内容の方が事実と合致しているということが確かだと実施機関に思わせる程度の資料をいうとしている。

(4) 交番直接届出加入・消防・来署受理処理結果票について

ア 交番直接届出加入・消防・来署受理処理結果票は、事件・事故等の当事者又は目撃者等の関係者が、警察にその対応を求めるため、警察署等へ直接通報等をした際に、その通報内容や対応の経過及び結果を明らかにしておくため作成するものである。

イ また、その記載は、事案等の取扱い等取得した情報等を全て記載するものではなく、通報者からの聴取内容、現場臨場した警察官による聴取等の結果、警察官の対応経過及び処理結果を簡潔に記載するものである。

(5) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、平成〇〇年〇月〇日に居酒屋〇〇〇〇で発生したことについて、審査請求人が他の客から法外な請求や暴行未遂の被害を受けたものであり、現場で対応した警察官からの報告内容を、受理した警察官が本件文書に故意に異なる記載をした、と主張していると認められる。

イ 本件文書の持つ性質については、前記(4)のとおりであり、また、実施機関において調査した結果、本件文書の記載内容については、通報者(審査請求人)からの通報内容を基に記載された事項(メモ1欄)、現場臨場した警察官が現在での処理結果を基に報告を実施し、同報告を受理した警察職員が記載した事項(所属記載欄)及び報告内容等から判断した処理結果に基づき記載した事項(処理結果)であることが判明している。

ウ 審査請求人は、書類を提出して記載事項が事実でないと主張しているが、メモ1欄の通報内容については、審査請求人からの通報内容を簡記したものであり、通報当時どのように通報したかを裏付ける証拠等が示されておらず、記載内容を訂正することはできない。所属記載欄については、事案内容を簡記したものであり、その場で事件として取り扱った事実もなく、事件として取り扱うよう主張したことを裏付ける証拠等が示されておらず、記載内容を訂正することはできない。また、処理結果欄は、その場での処理の結果を記載するものであり、事案が終了したことを「和解」と記載したもので、訂正するに値しないと判断する。

エ また、審査請求人は、被害届が受理されず、不適切な錯誤記載により名誉を傷つけられたと主張しているが、この主張については、本件処分に何らかの影響を及ぼすものではないため認められない。

オ さらに、審査請求人は、〇〇〇〇店長もメモ1、所属記載欄が錯誤記載であると認めていると主張し、当該店長本人が、錯誤記載であり否認する旨の一文を記載した書面を疎明資料として提出しているが、同資料については錯誤記載である旨の申立てのみで、前記(3)のとおり訂正をするに足る内容が記載されておらず、審査請求人のこの主張は認められない。

カ 訂正請求に係る「事実」については、前記(2)のとおりであり、本件訂正請求については、対象文書の「処理結果欄」、「メモ1欄」及び「所属記載欄」の記載内容を訂正すべき「事実」としているが、これらの事項については、客観的な正誤の判定が不可能であり、訂正請求の対象となる「事実」に該当しない。

(6) 結論

以上のことから、実施機関の決定は適法かつ妥当であり、審査請求人の主張は認められない。

5 審議会の判断

(1) 訂正請求について

条例第30条第1項による訂正請求が行われた場合、実施機関は、条例第32条により、必要な調査を行い、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない旨が規定されている。

(2) 訂正の要否について

ア 本件文書は、審議会において見分したところ、審査請求人からの電話連絡による通報を受け〇〇市内の飲食店に赴いた警察官が、当該飲食店において審査請求人を含む関係者から事情を聴き対応した際の概要が記載された交番直接届出加入・消防・来署受理処理結果票（A4判1枚）である。

イ 当該処理結果票の作成目的等については前記4（4）のとおりであるが、さらに実施機関に確認したところ、当該処理結果票は警察署に対し110番以外の電話連絡や来署等により行われた通報についての対応を記録するものであり、また、本件訂正請求の対象である処理結果欄、メモ1欄及び所属記載欄（以下「本件請求部分」という。）については、一般に、通報内容の概要や現場に臨場した警察官による対応状況等を端的に記載することとしているとのことであった。

ウ そうすると、本件文書は、そもそも、実施機関になされた通報事案について、当該通報に対応した時刻や発生場所のほか、現場に赴いた警察官による事情聴取等の対応状況を経過記録としてそのまま記録することを主たる目的としているものであるということができ、本件請求部分の記録内容を事後的に訂正することは本件文書の経過記録としての意味を没却することになりかねないこと、また、本件については通報時の通話内容の客観的検証も不能と考えられることからすれば、本件請求部分を訂正しないとした本件決定に違法又は不当な点は認められない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 1月20日	諮問書の受理
平成28年 3月 2日	諮問実施機関の理由説明書受理
平成28年 3月21日	意見書の受理
平成30年 5月31日	審議（平成30年度第2回第2部会）
平成30年 6月29日	審議（平成30年度第3回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	千葉大学副学長	
中曾根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者

別表

本件文書の 訂正請求部分	訂正前	訂正後
処理結果欄	和解	継続
メモ1欄	お店の店長から法外な請求をされた警察官に来てほしい	客人から酒代を法外な請求及び暴行未遂中傷により警察官に来てほしい
本件所属記載欄	通報者と店主酒に酔い、冗談話しを真に受け通報したもの	客人が通報者に法外請求暴行未遂・強要未遂